

日本軍占領下における中国山西省傀儡政権の財政的基盤

(大東文化大学) 内田 知行

I. はじめに

本稿は、日本軍占領下の中国山西省の省傀儡政権（省公署）の収入源を考察することを課題とする。まず課税体系を明らかにし、そのうち税収の動きについて分析する。税収の3本柱であった田賦（農業税）、アヘン税、営業税についてその税収規模や徴税における問題点を検討する。こうした考察を通じて、省傀儡政権の反近代性（封建的性格）、反民主性、反民族性を明らかにする。

筆者はかつて、「1930年代における閻錫山政権の財政政策」（『アジア経済』第25巻第7号、1984年）において、閻錫山政権時代の山西省財政と日本軍占領下の省傀儡政権の財政とを比較検討したことがある。旧稿の主たる考察対象は閻錫山政権であり、当時は省傀儡政権については史料的隘路が極めて大きかった。旧稿においては、わずかに1939年の省傀儡政権の歳入構成のみをみて、都市部を対象とする営業税の比重が顕著であったことより、「傀儡政権は都市部しか掌握できなかった」と推定した。本稿においては、この推定を修正したい、と考えている。本稿においては、近年山西省檔案館等で収集することのできた史料を最大限利用して、旧稿の欠を補いたいと思う。

II. 山西省の日本占領地における貨幣と物資の流通状況

1. 山西省内各行政機関の収入支出実績

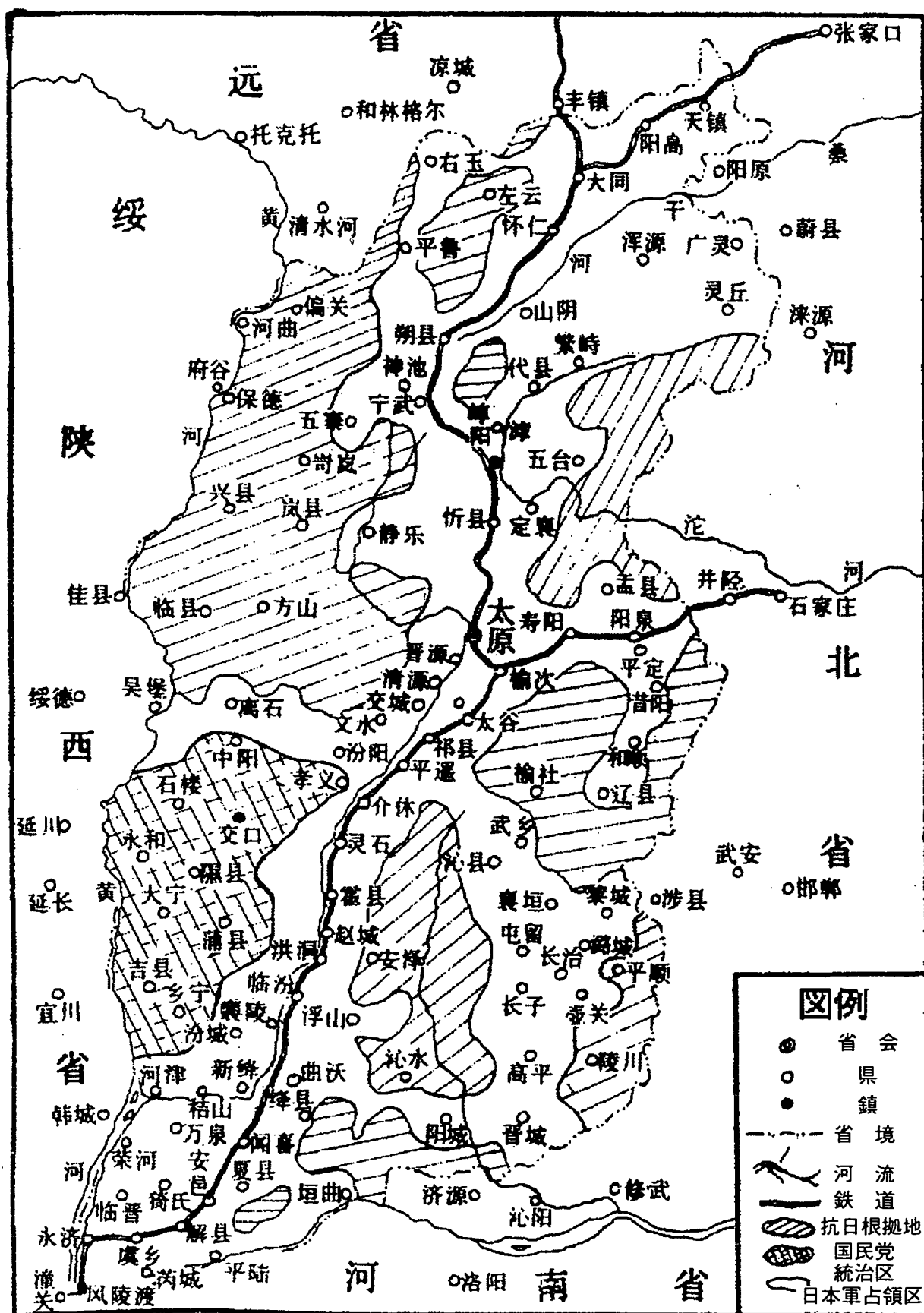
占領地支配の特質をみるために、山西省における財政資金のマクロ的な動きを考えてみたい。と言ってもここで利用できる史料は誠に限られている。第1表は、山西省内各行政機関の、おそらく

1942年度と推定される収入支出実績統計である。省公署の収支をみると、435万元の赤字であったが、これは中央の華北政務委員会からの403万余元の補助金で補填されていた。各県公署の収支は均衡していた（というよりも中央からの補助金は支給されなかったから、収入の範囲内で支出するよりほかになかった）。中央直轄機関のなかでは、塩税をあつかう塩務局、統税をあつかう統税局、アヘン税をあつかう禁煙局は収益性が高くて、支出を控除した全額がそれぞれ中央機関に送金されていた。以上3種の中央税の収益1473万余元が中央に送金された。これにたいして、中央から交付された補助金等は、省公署への403万余元、中央直轄機関への848万余元、日本側機関への63万余元をあわせて1315万余元であり、差し引き157万余元が山西省から流出していった計算になる。これは、省各機関と中央各機関の収入合計4635万余元の3.4%を占めた。このような省内資金の流出が日本占領時代の常態であったならば、占領地支配は山西省からの財貨の流出をもたらしたと推定してよいであろう。

2. 山西省における貨幣流通量

占領地支配の特質をみるためのもうひとつの史料が、省内における貨幣流通の動きである。第2表は、山西省における貨幣流通量の一端をしめす、1942年度（単年度）と推定される統計である。ただし、省中央銀行の位置を占めていた中国連邦準備銀行（連銀）太原支店の資金放出吸収状況を示す史料である。いわば、国庫金対民間収支と同じ意味の統計表と考えてよい。省外からの送金に因る連銀の市中放出金は、省外からの一般送金と中

抗日戦争時時代の山西省



出所：『山西公路交通史(第1冊)』(人民交通出版社, 1988年)

中央機関からの補助金等の送金とをあわせた2億0598万元であった。省外への送金のための市中からの連銀吸収金は、省外への一般送金と中央機関への国税3税（塩税，統税，アヘン税）送金とをあわせた2億0043万元であった。したがって、この表によれば送金分野では差し引き555万元の連銀券が市場に放出されたことになる。しかし、1942年度の国税3税の中央への送金額は1473万であったから（第1表），中央への送金額の58%（848万元）は連銀太原支店を経由しないで市中から吸収された，と考えられる。そこで，この部分を考慮したならば，293万元が山西省の市中から吸収されたことになろうか。なお，この年度に連銀太原支店が市中に貸出した金額は496万余元，預金として市中から吸収した金額は1708万余元で

断然吸収した金額が多かった。

ここで注意すべきことは，連銀対朝銀預金額（原語は「聯銀ノ對鮮銀預ケ金増加」）がこの年度に7987万余元も存在したことである。連銀総行（北京）と朝銀北京支店とが締結した預け合い契約（1938年6月）にもとづいて，連銀太原支店は朝銀太原支店に金円資金の当座預金を開設し，朝銀太原支店は連銀太原支店に連銀券建て預金を開設した。この契約は1年毎であったから，7987万余元は1942年度における連銀太原支店名義の金円当座預金額から朝銀太原支店名義の連銀券建て預金額を引いた差額（預け合い残高）であった。この預け合いにおいては，日本側は連銀による円預金引き出しは封じておきながら，連銀券建て朝銀預金は自由に引き出していた⁽¹⁾。以上の説明をふまえて言うな

第1表 山西省の政府関係資金需給表（1942年度）

部門\項目	収入（元）	支出（元）	中央補助金（元）	中央送金（元）
省各機関	2854万0336	3289万1895	403万6393	—
(1)省公署	986万8268 ^(注2)	1421万9831 ^(注4)	403万6393	—
(2)各県公署	1867万2068	1867万2064	—	—
中央直轄機関 ^(注1)	1781万4457	1156万5101	848万4530	1473万4386
(1)塩務局	434万4963	94万7740	—	339万7223
(2)統税局	788万9424	70万6357	—	718万3067
(3)禁煙局	484万8932	69万4836	—	415万4096
(4)郵政局	71万0737	80万4135	9万3398 ^(注5)	—
(5)工程局	—	525万0000	525万0000 ^(注5)	—
(6)高等法院	6158	24万0774	23万4116 ^(注5)	—
(7)地方法院	1万4243	12万3232	10万8989 ^(注5)	—
(8)新民会	—	279万8027	279万8027 ^(注5)	—
日本側機関	259万6212	316万6217	63万6847	—
(1)居留民団	245万9049 ^(注3)	251万5707	12万3500	—
(2)領事館	13万7163	65万0510	51万3347 ^(注5)	—
総計	4895万1005	4762万3213	1315万7770	1473万4386

（出所）山西省公署顧問室「山西省内金融調査表」（作製年月不詳），山西省檔案館所蔵，日偽檔案・B48-4-13。ただし，同史料中の「加工生産品生産高」についての2点の表が「昭和17年度」「民国31年度」であることから，1942年度と推定した。

（注）1. 「中央機関」は華北政務委員会をさす。2. 中央からの補助金を除く。
3. 中央からの補助金を除く。4. 道公署ならびに各機関省款支弁経費を含む。
5. 経費の不足を理由とする交付額であって，補助金ではなかった。

らば、この7987万余元は同年度における連銀の朝鮮銀行への貸出金であった。連銀の吸収した預金を朝鮮銀行への貸出金を含む市中貸出金から差し引くと、6775万元もが貸出されたということになる。つまり全体では7330万余元の貸出超過があったことを、第2表は示していた。当時、連銀支店から朝鮮銀行太原支店への預け金の多くは後者によって市中に放出されたが、その大半が駐屯する日本軍むけの軍費であった。軍費の一部は省公署の治安費・建設費等への補助金として還流した。

朝鮮銀行の華北占領地全域における役割については注1に引いた柴田氏の研究を参照していただくことにして、第2表から、連銀太原支店が市中吸収分を大幅に超えた貸出超過をしていたこと、その主たる貸出先は朝鮮銀行太原支店であり、そのために連銀券の濫発を余儀なくされていたということが具体的に知られる。これはまた、戦争の進展が占領地における戦時インフレをまねくという構造を例証するものであった。

3. 日本軍占領下の山西省における金融機関

山西省公署所轄地区で最も早かったのは、1938

年2月に太原に設立された朝鮮銀行代辦所であった。朝鮮銀行は軍費にかかわる資金事務の管理から始めて、在留日本人の貯金を受け付け、為替送金業務に営業を拡げた。中国連合準備銀行は1941年に太原・臨汾・運城・潞安の4か所に分行を設立し、連銀券の発行を始めた。41年7月には、太原に山西実業銀行の総行を設立し、その後、汾陽・崞県・曲沃・陽泉・榆次・臨汾・運城・潞安・平遥・忻県の10か所に辨事処を設立した。晋北は蒙疆地区として山西省から行政的に切り離された。金融政策についても同様で、1937年12月には、早くも大同・朔県に蒙疆銀行（張家口を首都とする蒙疆政府の中央銀行）の分行が設立され、蒙疆銀行券の流通が始まった。40年初めには、大同に晋北実業銀行の総行が設立され、陽高・天鎮・左雲・岱岳に支行が設立された。抗戦以前の閻錫山政権の金融機関の多くは倒産した。一部は再編されて日本側金融機関の付属機構となった⁽²⁾。第3表は、日本占領下の華北における貨幣発行量である。治安の良し悪しや交通事情の違いがあったにせよ、どこの占領地においても紙幣濫発によるインフレが進んだものと考えられる。そして、

第2表 山西省における貨幣流通量（1942年度）

資金の市中への放出（元）		資金の市中からの吸収（元）	
省外からの送金分	1億7912万1000	省外への送金分	1億9418万1000
中央（注1）からの補助金	403万6000	国税分（中央への送金）	624万9000
同 開発資金	2218万6000	—	—
同 民団等国庫補助金	63万7000	—	—
小 計①	2億0598万0000	小 計②	2億0043万0000
送金分野の差額（①－②）	555万0000		
年間貸出増加額	496万8000	年間預金増加額	1708万8000
連銀対朝銀（注2）預金額	7987万5000	—	—
放出額総計③	2億9082万3000	吸収額総計④	2億1751万8000
差 額（③－④）	7330万5000		

（出所）山西省公署顧問室「山西省内金融調査表」（作製年月不詳）、山西省檔案館所蔵、日偽檔案・B48-4-13。ただし、同史料中の「加工生産品生産高」についての2点の表が「昭和17年度」「民国31年度」であることから、1942年度と推定した。

（注）1. 「中央」は華北政務委員会をさす。2. 「連銀」は中国連合準備銀行を、「朝銀」は朝鮮銀行をさす。

そうした現象は山西省においても大同小異であった、と考えられる。なお、42年の山西省における連銀券流通量（第2表参照）は同年の華北占領地区全域の連銀券発行量の18.3%にすぎなかった。

4. 山西省における物資の生産消費構造

第4表は、1942年における山西省の物資生産消

費統計である。生産額のうちで、農畜産物生産額は71.6%であった。工鉱産物生産額は10.9%であったが、工業の中心は繊維紡織業であり、機械工業等はほとんど未成熟であった。石炭や鉄鉱石等の採掘業が中心であったと考えられる。14.8%を占める特産物の多くはアヘン・薬草・山繭・なつめ・あんず・りんご・干ぶどうなどの農産物（一

第3表 日本占領下の華北における貨幣発行量（単位：千元）

時 期	連銀券		蒙疆券		合 計	
1938年末	161963	(81)	38105	(19)	200068	(100)
1939年末	548042	(274)	65092	(32)	613134	(306)
1940年末	715033	(357)	99740	(50)	814773	(407)
1941年末	966457	(483)	121516	(61)	1087973	(544)
1942年末	1592509	(796)	150815	(75)	1743324	(871)
1943年末	3828273	(1914)	359000	(179)	4187273	(2093)
1944年末	16225175	(8110)	1059300	(529)	17284475	(8639)
1945年8月	142399855	(71175)	3529218	(1764)	145929073	(72939)

（出所）山西省地方志編纂委員会編『山西通志第30巻（金融志）』，中華書局，1991年，84頁。同書では単位は「万元」とあったが，他の文献資料から「千元」に訂正。

（備考）括弧内の数値は1938年末の発行量合計を100とする指数。

第4表 山西省における物資の生産消費統計（1942年）

生産・供給（万元）		消 費（万元）	
農畜産物生産	76430	農産物農家消費	72363
加工産物生産	2817	農民以外の農産物消費	1974
うちゴマ油	328		
豆油	294		
工鉱産物生産	11671	工鉱産物消費	9754
特産物生産	15780	特産物消費	15361
うちアヘン	11700		
薬草	920		
山繭	912		
生産小計	106698	消費小計	99452
物資の移入	7603	移入物資	7603
物資の移出	▲5020	移出物資	▲5020
計	109281	計	102035

（出所）山西省公署顧問室「山西省内金融調査表」（作製年月不詳），山西省檔案館所蔵，日偽檔案・B48-4-13。同史料中の「加工生産品生産高」についての2点の表が「昭和17年度」「民国31年度」であることから，1942年度と推定した。

(6)

第5表 山西省公署の各種税款及び雑収入一覧表

税 種	課税の対象と基準	徴税機関	納税者	分配区分
田賦				
地丁正税	耕地を3等9級に区分し、各畝の正銀両の額を基準（大洋2元／両）	県公署	農民	省公署
地丁附加（徴収費を含む）	同上（1両につき5角）	県公署	農民	2角は省、3角は県省公署、
米豆	耕地を甲乙2等に区分し、各畝の米豆石数を基準（甲地の米では大洋4元／石、乙地の米では3元／石）	県公署	農民	ただし甲地では2角は県 乙地では1.5角は
公署				
県				
租課	官有耕地の正銀両の額を基準（大洋1元／両）	県公署	農民	省公署
営業税	営業総収入額に対する1／1000～8／1000 営業資本額に対する2／1000～15／1000	営業税徴収局	法定 営業者	省公署
アヘン省附加税				
阿片銷燬證費	「土薬」の販売両数（3角／両）	統税局	アヘン卸売商人	省公署
阿片執照費	アヘン卸売店・同小売店の営業（資本3万元以上は150元、同3万～5000元は100元、5000元以下は50元）	統税局	アヘン卸売商人 及アヘン小売商人	省公署
煙畝罰款	ケシ栽培地（18元／畝）	県公署	ケシ栽培者	5割は省公署、1割は道公署、1割は県区村禁煙經費、3割は県地方款
契税				
契税	売買契約書の契約価額の6／100、 不動産質入契約書の価額の3／100	県公署	購入者 不動産質権者	省公署
契紙価	契約書の枚数（5角／枚）	同上	同上	4.5角は省公署、0.5角は県公署
草契紙価	草契紙の枚数（2角／枚）	街村公所	同上	県公署
公證費	売買契約書の価額の1.5／100 不動産質入契約書の価額の1／100	街村公所	購入者 売却者	質権者が6割、街村公所と県 質入者が4割 公署とで折半
煙酒牌照税				
煙酒牌照税	煙草卸売商（営業規模を3等に区分、100／40／20元） 煙草小売商（営業規模を5等に区分、12／8／4／2／0.5元） 酒類卸売商（営業規模を3等に区分、32／24／16元） 酒類小売商（営業規模を3等に区分、8／4／2元） 洋酒の卸売商・小売商（略）	県公署	販売者	95％は省公署 5％は県辦公費
煙酒牌照附加税	煙酒牌照税にたいして（各等級ノ3／100）	県公署	販売者	省公署
婚帖	婚帖（婚礼招待状）にたいして（1元／枚）	県公署	婚約者男女双方	省公署と県公署で折半
屠宰税				
屠宰税	豚・牛・馬・ロバ・ラバ・羊・ラクダの屠殺（牛・ラバ・ラクダは2元／頭、馬・ロバは1元、豚は4角、羊は3角）	県公署 又ハ営業税徴収局	屠殺者	8割が省公署、2割が 県公署又は営業税徴収局
同納付書費	同上納付書の枚数（0.01元／枚）	同上	同上	省公署

牲畜税

牲畜税	豚・牛・馬・ロバ・ラバ・羊・ラクダの 購入価額（価格1元につき0.04元）	県公署 又は営業税徴収局	購入者	8割が省公署，2割が 県公署又は営業税徴収局
同納付書費	同上納付書の枚数（0.01元／枚）	同上	同上	省公署

畜牙税

畜牙税	豚・牛・馬・ロバ・ラバ・羊・ラクダの 購入価額（価格1元につき0.01元）	県公署 又は営業税徴収局	購入者	省公署
同納付書費	同上納付書の枚数（0.01元／枚）	同上	同上	5割が省公署，5割が牙紀

斗牙税

斗牙税	穀類購入価額（価格1元につき0.01元）	県公署	購入者	4割省，1割県，5割牙紀
同納付書費	同上納付書の枚数（0.01元／枚）	同上	同上	省公署

斗捐

斗捐	穀類購入の斗数（1斗につき0.006元）	県公署	購入者	0.0032元は省公署 0.0028元は県
同納付書費	同上納付書の枚数（0.01元／枚）	同上	同上	省公署

出境煤捐	石炭の省外移出量にたいして （塊炭は0.6元／トン，混炭0.45元／トン，粉炭0.25元／トン）	県公署 又は営業税徴収局	省外運搬者	7割が省公署， 3割が県
------	---	-----------------	-------	-----------------

（出所）山西省陸軍特務機関調製「山西省公署徴収各種税款及雜項收入課税率一覧表」（1940年6月29日），
山西省檔案館所蔵，日偽檔案・48-4-28-4。

（注）同表には，「鑛産附加税」「食塩附加捐」があったが，同表作製時点ではまだ徴収が開始されていなかったもので，ここでは除外した。アヘン省附加税は同表の原語では「阿片税」となっていたが，アヘン正税は中央税であり，この表は地方税の一覧表であるので，上記のように書きなおした。

部，土布・麻袋・ござ等の農産加工品も含んでいた）であったから，農業部門の生産と言ってよかった。これにたいして，2.7%を占める加工産物のほとんどは植物油であったから，軽工業部門の生産物であった。以上の点を考慮して数値を調整すると，農業部門の生産は86.4%，工鉱業部門は13.6%であった。日本軍占領下の山西省は依然として農業地域であった。なお，アヘンは特産物生産額の74%，生産総額の11%ときわめて大きな比重を占めていた。消費部門や移出入物資についてはデータ不足で不詳な点が少なくない。

Ⅲ. 山西省の日本占領地における課税体系と 税収概況

1. 傀儡省政権の課税体系

1940年6月時点の山西省公署の地方税課税体系は，第5表の通りである。同表には，①田賦，②

営業税，③アヘン省附加税（阿片銷燬證費＝アヘン販売証書費と阿片執照費＝アヘン営業鑑札費），④煙畝罰款，⑤契税，⑥煙酒牌照税，⑦婚帖，⑧屠宰税，⑨牲畜税，⑩畜牙税，⑪斗牙税，⑫斗捐，⑬出境煤捐，の13種の租税及び雑収入の項目があった。

後述の第8表（1942年9月）では，①田賦，②契税，③煙酒牌照，④婚帖，⑤営業税，⑥畜税，⑦牙税，⑧屠宰税，⑨特産税，⑩禁煙附加，⑪出境煤捐，であった。また，第6表（1943年1月）の租税種目は，①田賦，②契税，③煙酒牌照，④婚帖，⑤営業税，⑥畜税，⑦牙税，⑧屠宰税，⑨特産税，⑩罰金，であった。3つの表の税種を比べると，おおむね大きな変動はないが，若干の異同が認められる。

第1に，アヘン関連では，第5表にはアヘン省附加税・煙畝罰款（アヘン栽培税）が記載されてい

第6表 山西省公署1939～1942年度賦税調査表

税種	①田賦	②契稅	③煙酒牌照	④婚帖	⑤營業稅	⑥畜稅
39年(a)	1151464	96743	69948	11066	315145	61016
比率	64.8	5.4	3.9	0.6	17.7	3.4
39年(b)	166706	4486	2825	25	60	791
(b)/(a)	14.5	4.6	4.0	0.2	0.02	1.3
40年(a)	2153629	342870	109465	20522	599377	126156
比率	62.1	9.9	3.2	0.6	17.3	3.6
40年(b)	416409	33999	7670	54	0	0
(b)/(a)	19.3	9.9	7.0	0.3	0	0
41年(a)	2882792	456176	128063	31885	739612	202504
比率	62.0	9.8	2.8	0.7	15.9	4.4
41年(b)	439690	108525	14186	117	1310	1112
(b)/(a)	15.3	23.8	11.1	0.4	0.2	0.5
42年(a)	3370336	512747	125268	42909	1362223	285560
比率	54.7	8.3	2.0	0.7	22.1	4.6
42年(b)	1473243	191012	42522	850	29138	32836
(b)/(a)	43.7	37.3	33.9	2.0	2.1	11.5
税種	⑦牙稅	⑧屠宰稅	⑨特產稅	⑩罰金	計	
39年(a)	20366	48395	—	2621	1776764	
比率	1.1	2.7	—	0.1	100.0	
39年(b)	830	2213	—	0	177936	
(b)/(a)	4.1	4.6	—	0	10.0	
40年(a)	21386	80860	—	11447	3465712	
比率	0.6	2.3	—	0.3	100.0	
40年(b)	0	23419	—	0	481551	
(b)/(a)	0	29.0	—	0	13.9	
41年(a)	39565	108400	58550	3306	4650853	
比率	0.9	2.3	1.3	0.07	100.0	
41年(b)	335	9361	499	30	575165	
(b)/(a)	0.8	8.6	0.9	0.9	12.4	
42年(a)	57010	127092	278409	3157	6164711	
比率	0.9	2.1	4.5	0.1	100.0	
42年(b)	6112	21233	9066	81	1806093	
(b)/(a)	10.7	16.7	3.3	2.6	29.3	

(出所)「山西省〔民国〕28年至31年度賦税稽核表」(1943年1月20日作製), 山西省檔案館所藏, 日偽檔案・B48-4-13。

(注) (a)は徴収しなければならない課税額, (b)は未徴収税額を示す。
単位は元。

たが、第8表では禁煙附加の1種があるのみ、第6表では明確な表示のない罰金があるのみであった。アヘン関連の税種は史料によって顔をだしたり隠したりと、誠に一貫性がない。第2に、第5表にある斗捐は、第6表や第8表にはない。また、牙税は第5表では家畜売買関係の畜牙税と、穀物売買関係の斗牙税とに区分されていたが、第6表や第8表では牙税として一本化されていた。第3に、出境煤捐は第7表と第8表にはあるが、第6表にはなかった（あるいは特産税がそれに相当するのかもしれないが、不詳である）。いずれにせよ、アヘン関係税の取扱いの異同が最も興味をひく。

2. 傀儡省政権の税収概況

第6表は、山西省公署の1939～1942年度税収統計である。租税種目としては、①田賦、②契税、

③煙酒牌照、④婚帖、⑤營業税、⑥畜税、⑦牙税、⑧屠宰税、⑨特産税、⑩罰金、があった。課税額を1939年＝100としてその後の増加をみると、40年＝195、41年＝262、42年＝347であった。対前年比増加率では、 $40/39=1.95$ 倍、 $41/40=1.34$ 倍、 $42/41=1.33$ 倍であった。課税額は毎年増えており、占領地民衆の租税負担が連年増していたことがわかる。ただし、未徴収額の対前年比増加率も $40/39=2.71$ 倍、 $41/40=1.19$ 倍、 $42/41=3.14$ 倍で、42年は最悪であった。省政権の主たる税収源は田賦であって、39年で税収全体の64.8%、42年でも54.7%を占めていた（課税額の比率）。過去の政権同様、傀儡政権も農村・農民を支配の基盤としていたと理解してよい。田賦について、都市商人層を対象とする營業税、契税の課税額が大きかった。1939年から42年にかけては、

第7表 山西省公署1940年4月の賦税実収表

税種	①田賦	②營業税	③アヘン税	④煙畝罰款	⑤契税	⑥煙酒牌照税	⑦婚帖
単位：元	44361	49195	55609	—	22727	8844 (附加税含む)	—
比率：%	21.2	23.5	26.5	—	10.8	4.2	—
	⑧屠宰税	⑨牲畜税	⑩畜牙税	⑪斗牙税	⑫斗捐	⑬出境煤捐	計
	5445	3641	863	—	223	18834	209742
	2.6	1.7	0.4	—	0.1	9.0	100.0

(出所) 山西省陸軍特務機関調製「山西省公署徴収各種税款及雜項收入課税率一覧表」(1940年6月29日)、山西省檔案館所蔵、日偽檔案・48-4-28-4。

第8表 山西省公署1941年1～6月、42年1～6月の賦税実収表

税種	①田賦	②契税	③煙酒牌照	④婚帖	⑤營業税	⑥畜税
41年	983451	249575	63965	14110	361974	98741
比率	41.5	10.5	2.7	0.6	15.3	4.2
42年	1728241	280680	73692	18516	726659	137470
比率	46.6	7.6	2.0	0.5	19.6	3.7
税種	⑦牙税	⑧屠宰税	⑨特産税	⑩禁煙附加	⑪出境煤捐	計
41年	19557	50100	(未開設)	490262	38784	2370519
比率	0.8	2.1	—	20.7	1.6	100.0
42年	27227	69772	166559	419832	57702	3706350
比率	0.7	1.9	4.5	11.3	1.6	100.0

(出所) 「山西省[民国]31年度1至6月賦税収数比較表」(1942年9月17日作製) 山西省檔案館所蔵、日偽檔案・B48-4-13。

課税額にたいする未徴収額の比率が増えていった。とりわけ、41年から42年にかけては顕増していた。たとえば、田賦では15.3→43.7%、全体では12.4→29.3%と増えた。これは抗日運動の進展による傀儡政権の支配基盤の弱体化を示していた。

なお、第6表は民国32（1943）年度課税額について、以下のように付記していた。「32年以内に徴収すべき課税額は267万5744元9角であるが、この税額から31年に各県公署が徴収すべきも県公署には未着の76万4000元を差し引くと、32年に徴収可能な賦税額は191万1744元9角となる。この税額に、各県が未徴収の31年地丁臨時治安費18万元、同じく未収の30年煙畝特殊罰款52万9224元8角、31年未収の煙畝罰款76万0743元4角を加えると、[1943年に] 徴収すべき賦税・煙畝罰款額は338万1713元1角となる」。この記述の中の「地丁臨時治安費」は農民にたいする臨時の雑税であり、「煙畝特殊罰款」はケシ栽培農民のケシ畑にかけられたアヘン栽培税であった。同表中の「罰金」もアヘン関連の税項目と考えられる（非公認アヘンの売買や吸食を摘発したさいの罰金ではないか）。この付記が示唆する興味深い事柄は、アヘン栽培税は賦税項目のなかから外されていたということである。アヘン栽培税未収額が1941年で約53万元、42

年で約76万元（ここでは既収額は不明）と巨額であったにもかかわらず、である。この「付記」から、その比重は分からないけれども、アヘン栽培税が田賦、営業税とともに省税の主たる税源であったと推定される。

第7表は、1940年4月の1か月だけの賦税実収統計である。通年のデータではないので確定的なことは言えないが、この表は、アヘン税（アヘンの販売額やアヘン卸売商・同小売商の営業免許税）、営業税、田賦の3種が代表的な税源であったことを示している。

第8表は、山西省公署の1941年1～6月、42年1～6月の賦税実収統計である。租税種目としては、①田賦、②契税、③煙酒牌照、④婚帖、⑤営業税、⑥畜税、⑦牙税、⑧屠宰税、⑨特産税、⑩禁煙附加、⑪出境煤捐、があった。この表から実収総額の42年／41年増加率をみると、1.56倍であった（第6表では1.33倍）。

第8表の第6表との異同は、この表には罰金がなく、禁煙附加・出境煤捐があることである。禁煙附加はアヘン附加税（第7表のアヘン税と同じ）を、出境煤捐は省外への石炭の移出税（山西省は代表的な産炭省）を意味した。41、42年の罰金額と禁煙附加額とを比べると数値に大きな差がある

第9表 崞県公署の徴税活動（1939～43年）

税 種	1939年	1940年	1941年	1942年	1943年
田 賦	5125 (78)	20265 (67)	33703 (46)	91775 (62)	119662 (49)
契 税	1091 (17)	6113 (21)	6557 (9)	10077 (7)	17131 (7)
婚 帖	346 (5)	720 (2)	1800 (3)	1017 (1)	2813 (1)
煙酒牌照税	—	3087 (10)	3774 (5)	4416 (3)	6259 (2)
営業税	—	—	19100 (26)	30439 (20)	55591 (23)
畜 税	—	—	4400 (6)	6707 (4)	8680 (4)
屠宰税	—	—	2100 (3)	3095 (2)	8137 (3)
畜牙税	—	—	1100 (2)	1676 (1)	2170 (1)
特産税	—	—	—	—	24692 (10)
計	6562 (100)	30185 (100)	72534 (100)	149202 (100)	245135 (100)

（出所）原平県志編纂委員会編『原平県志』，中国科学技術出版社，1991年，269頁（備考）単位は元（連銀券）である。

ことから、両者の内容はまったく異なることが判明する。アヘン附加税を税種目に組み入れていた点で、第8表の税収の編成概念は第6表と異なる。第8表によれば、アヘン附加税は1941年前半年では田賦について第2位、42年前半では田賦、営業税について第3位の比重を占めていた。つまり、この表からも、省税（地方税）の中心は田賦、営業税、アヘン附加税の3種であったことがわかる。

3. 県公署の徴税活動

第5表に見るように、省税の多くは所轄の県公署によって徴収されていた。省中部の文水県では、占領後県公署が発足し、そのなかに財政科が設けられた。科内には、科長・科員・会計や地方款収集処員ら計20名余の職員が配置された。さらにまた、税務徴収所、同局が設置された。こうして、政令の及ぶ村鎮にたいして徴税が行なわれた⁽³⁾。他県でも概ね同じような経過であった、と思われる。

崞県公署における徴税活動を見てみよう（第9表）。同県では、税種の増加とともに徴税額が増えた。連銀券の日本軍占領区における発行量は39年から43年にかけて7倍になった（第3表参照）からインフレが生じていたのであるが、このことを考慮しても同県では民衆の税負担が増したと言ってよい。そして、この過程で田賦の比重は下がったが、それでも第1位（39年が全体の78%、42年が62%、43年が49%）を保ち続けた。営業税徴収開始後は、同税がこれに次いだ。43年には特産税の徴収が始まったが、第4表の「特産物」の大宗がアヘンであったことからみて、これはアヘン税と理解される。同県では徴収にあたって「アヘン」という言葉は忌避されたのであろうか。同県のケシ畑は42年の947ムウ（畝）が45年には3000ムウに増えたことからみて（第14、15表）、特産税はその後にも増えたと考えられる。文水県では、1938～43年度6年間の累計で、田賦徴収が全体の

48.5%（55万0233元）、その他の工商業関連税が51.5%（58万4635元）であった。したがって、県級政府の徴税では、田賦徴収が最も重要であった、と考えられる。文水県では、この期間に以上の徴税収入とは別に、「糧食の掠奪が1億4650万斤〔7万3250トン〕」あったという⁽⁴⁾。小麦・粟・とうもろこしなど庶民の常食が、日本軍によってか、県の徴税部門によってか、その他の機関によってかは不明であるが、毎年1万2200トン以上が収奪されていたわけであり、この現実を考慮すると、田賦を含む農産物徴収の比重はさらに高かった、と言わなければならない。

第9表の税種はすべて省税であるが、崞県では、これらとは別に次のような雑税が徴収された。「門牌税」（門扉に課せられた税）、「房産税」（家屋税）、「油税」（ランプ用の灯油の購入者に課せられた税？）、「煙苗税」（ケシ種子の購入者に課せられた税？）、「良民証税」（中国人民衆が日本軍占領下の地方都市を出入りするさいに提示を求められた「良民証」交付時に課せられた税）、「照像税」（当時は貴重であった写真を写真館で撮るさいに購入者に課せられた税）、「牛捐」（牛の購入者に課せられた税）、「人口税」（人頭税）、「修路費」（道路建設費）、「看路費」（道路監視費）、「旗捐」（旗の購入者に課せられた税）、「電線捐」（街路の電線敷設費）、「汽車捐」（バス利用税？）、「招待費」（不詳）などである⁽⁵⁾。これらは第5表の省税項目にも記載されていなかったから、県レベルで随意決めて徴収した税外税であった。省税の徴収を請け負った県級傀儡政府は、占領体制という“虎の威”を借りて、省公署に増して苛烈な収奪を行なったのである。

なお、山西省東北部の13県は晋北自治政府（1937年10月大同に設立）を構成して蒙疆政権の統治に属しており、本稿の対象とする省公署の所轄からは外れていた。しかし、右玉県の事例をみるかぎりでは、ほぼ同様な徴税政策が行なわれて

いたようである。右玉県では、39年秋から税収が開始された。その税種は、営業税・屠宰税・契税・禁煙特税（アヘン税）・地捐（農地税）・房捐（家屋税）・戸別捐（戸口税？）・牲口估価税（家畜評価税）・砵産税（鉍産税）など20種を超えた。県公署職員数の増加（40年には250余人であったが、42年には500余人に増えた）とともに、税種も増えていったという⁽⁶⁾。

4. 中央政府からの財政補助金

第8表は、賦税実収額以外に付記で「中央政府」（北京の華北政務委員会をさす）からの補助金についても記していた。即ち、この徴収額以外に「（1942年）1～6月の中央特別補助費として57万4147元、1～6月の中央協款として42万元」があった。計約100万元であった。これら2種の「中央政府」からの補助金を加えると42年前半年の省公署収入は約470万元であったから、この半年の史料でみるかぎりでは中央政府からの補助金は20%余と無視できない規模であった。これら2種の補助金がこの時期に特別な補助であったかどうかは不明である。しかし、財政問題にかんする「山西省陸軍特務機関長口演要旨摘要」（1940年）⁽⁷⁾によれば、「昨14（1939）年までは省の定額補助金」が各県に交付されていた、というから、中央からも毎年一定額が省公署に交付されていたのではないかと推定する。また、1943年度には中央から山西省にたいして300万円が交付されたという資料⁽⁸⁾もあるから、中央補助費は逡増していたのではな

いか、と推測する。

5. 省財政政策の転機としての1942年

1942年は財政政策の転機であった。その背景には、アジア太平洋戦争勃発後の日本の国際的孤立化があった。「国際情勢の急変、資産凍結にともなう関税収入の激減、ならびに経済封鎖の強化に附随する塩税の減収により、[華北]政務委員会より多額の補助費を期待し得ざる結果、明（1942）年度各級行政機関の財政は補助費依存財政より独立財政へと質的転換を余儀なくせしめられたり」⁽⁹⁾。そこで、主たる税源であった田賦・営業税の2税目の大幅な税率引上げを実施した。すなわち、「山西省においては民国31（1942）年度予算において独立健全財政の確立をはかるべく地方税の中核たる田賦・営業税の税率引上げ等により極力確実なる税収の増加をはかった」⁽¹⁰⁾。しかし、税収の安定化は困難であった。すなわち、「華北の第1線としての治安費の過重と偏境地区としての税源貧困のため、省財政は甚だ困難なる実情」にあった。そのために、中央税であった紙巻タバコ・マッチ・小麦粉3種の生産者（工場）に課せられた統税のうちの半額の省公署への割戻しと、同じく中央税である塩税に係わる督銷費の全額省への還付が決められ、山西省陸軍特務機関・山西省公署から華北政務委員会へそのための申請が行なわれることになった⁽¹¹⁾。

占領後の統税をめぐる政策について略述すると、39年に華北統税公署太原統税分局が設立され

第10表 文水県1942年度地方予算歳入表

項 目	經常部門歳入	項 目	臨時部門歳入
税収（省税附加税を含む）	106860 (28)	富裕戸への強制的寄付金	156014 (41)
罰金（ケシ栽培罰款を含む）	85553 (23)	雑項目収入	32000 (8)
公産（地方政府財産）収入	776 (…)		
雑項目収入	300 (…)		
小 計	193489 (51)	小 計	188014 (49)
総 計		381503 (100)	

（出所）李培信主編『文水県志』，山西人民出版社，1994年，379頁

て、統税の徴収が始められた。これは、戦況が一段落して、占領下で商業や製造業が再開されたことによる。太原統税分局の下に稽徴所（審査徴税所）が設立され、太原市の4か所の城門にその分所が開かれた。また、市内の紡績廠や製粉廠には徴税弁事処が置かれた。紙巻タバコ・マッチ・小麦粉・綿紗・セメントが徴収項目であった。旧南京国民政府の統税規程が適用されたが、税率は以前より高かった。「印花税」（印紙税）も統税の一種とみなしてよいが、この徴税範囲はきわめて広かった。各種各様の商品販売領収証、商店の帳簿、婚姻証書、家屋売買契約書などに印紙を貼付しなければならなかった¹²⁾。

統税にくらべて塩税の徴収再開には困難があった。省内の代表的塩産地は省南部の运城にある河東塩池であった。运城が38年3月に日本軍に占領されると、塩池は軍に「没収」され、「軍管理第

40工廠」になった。太原の山西塩務局の下に「河東塩務局」が置かれて塩池を管理した。20年代末の最盛期には、河東塩池には塩場をもつ製塩業者が64戸あり、日本軍占領直前でも44戸いた。占領が始まると、圧迫と掠奪とに耐えかねて多くが逃亡してしまった。だから、38年にはまったく製塩が行なわれず、39年には正常年の製塩量の十分の一にも満たない5416トンであった。41年には2万3417トンに回復したが、それでも正常年の一半にすぎなかった。生産された塩はすべて河東塩務局に売り渡さなければならず、同塩務局が塩価の決定権をもっていた。毎年インフレが進んでいたから、残った製塩業者の経営は火の車だった。製塩業者たちは塩価引上げを認めてもらうために、塩務局に「運動費」と称する大量の賄賂を贈らなければならなかった。こうした収奪の現実が製塩業の発展を阻害し、結局は塩税の増収を不可能なら

第11表 1940年の県別田賦徴収統計表（徴収額6万円以上の県）

道 名	県 名	徴収額	道 名	県 名	徴収額
雁門道	榆次県	65700	河東道	永濟県	88478
(25県)	陽曲県	64952	(35県)	聞喜県	69348
冀寧道	臨汾県	77119		安邑県	64398
(31県)	平遥県	72507		曲沃県	61457
	汾陽県	67872		長治県	61819
	文水県	65062		晋城県	60847
[参照] 孟 県	21740	1県当たりの平均徴収額(計91県)	15163		

(出所) 山西省特務機関復写「山西全省各県田賦額徴数目表」,

1940年8月28日, 日偽檔案・48-4-28-6。

第12表 田賦徴収額の県別分布表（1940年）

道名・県数\徴収額等級	A	B	C	D	E	F	G
雁門道 25県 (%)	2 (8)	0 (0)	1 (4)	2 (8)	5 (20)	8 (32)	7 (28)
冀寧道 31県 (%)	4 (13)	1 (3)	3 (10)	3 (10)	5 (16)	7 (23)	8 (25)
河東道 35県 (%)	6 (17)	8 (23)	2 (6)	8 (23)	6 (17)	3 (8)	2 (6)
小計 91県 (%)	12 (13)	9 (10)	6 (6)	13 (14)	16 (18)	18 (20)	17 (19)

(出所) 山西省特務機関復写「山西全省各県田賦額徴数目表」, 1940年8月28日,

日偽檔案・48-4-28-6。

(備考) 等級A=6万円以上, B=5万円以上6万円未満, C=4万円以上5万円未満,

D=3万円以上4万円未満, E=2万円以上3万円未満, F=1万円以上2万円未満,

G=1万円未満。

しめた¹³⁾。

さて、省公署には、省税の税源不足を解決する方法はみつからなかった。結局のところ42年には、「攤款」(民衆への強制的な寄付金)の徴収を余儀なくされることになった。「本(1942)年度に限り警備隊増加にともなう不足経費は攤款の徴収をもって充当せしむることを得」と指示するをえなかったのである¹⁴⁾。

第10表は、文水県の1942年度地方予算歳入表である。同表において、いわゆる税金として認定できるのは原文で「有税附加」と表示されていた税収と主として「煙畝罰款」(ケシ畑にたいする農地税)からなると推定される罰金とであった。ところが、これらの合計は42年度の文水県においてはほぼ半分を占めたにすぎず、なんと歳入の4割強が富裕戸への強制的寄付金を源泉としていた。42年の財政的逼迫を如実に示していた。しかし、財政事情からいえば、不公平・不合理・不安定の極みであった。

6. 特別公債「山西省必勝儲蓄券」の発行

おそらく1942年と推定されるが、「山西省必勝儲蓄券」という特別公債が発行された¹⁵⁾。その発行の理由は、「大東亜戦争の決戦下、低物価政策を維持し、通貨インフレを圧制するために、特に必勝儲蓄券を発行して購買力を抑制し、物資の節約を励行する。資金をもって本省の増産事業を促進し、増産資金の運用を円滑ならしめ、山西の兵站基地の使命を完成する」(「山西省必勝儲蓄券実施要綱」)ことにあった。これは、税の増収が困難ななかで思いつかれた新手の資産収奪方法であった。山西省政府が儲蓄券の発行者となり、各商号(商店)が販売を代行し、発行日から1年をへた時点で原本を返済すると決められた。無記名式で無利息とされた。吸収される資金は、「山西省儲蓄報国特別会計」が経理するとされた(同上「実施要綱」)。省儲蓄局が発行した儲蓄券は、各

県の税務当局をへて各地の商店に押しつけられた。商店がどのように儲蓄券を販売したかという、「購入者はあらゆる商品を購入する時に、その購入価格の10分の1を別途儲蓄する」,(商店は)その款項を受領するさいに即時金額に応じて儲蓄券を発給する」というものであった(「各商号代銷儲蓄券辦法」)。つまり、買物時には有無をいわずに儲蓄券を押しつけたから、税としての名称は与えられなかったが、10%消費税に等しかった。当然、消費者や商人の反対があったから、「購入者が本儲蓄に反抗の言動があったとき、或いは拒絶したときには、ただちに地方主管機関により戦争非協力の処分をうける」と罰則規定が付けられた(同上「辦法」)。ただし各年度に各地方でどれほどの金額の儲蓄券が発行されたかは不詳であり、今後の課題とする。

IV. 山西省の日本占領地における田賦徴収とその問題点

1. 田賦徴収の地域的構造

占領地における田賦徴収の地域的構造を考えてみる。と言っても参照にたる史料はきわめて限られており、筆者が見たのは1940年の県別徴収統計のみである(第11表と第12表)。雁門道は晋東北・晋西北の25県、冀寧道は晋中・晋西・晋東南の31県、河東道は晋南・晋西南の35県である。第11表によれば、6万円以上の高額徴収県は91県中の12県で6県が河東道に属していた。1県当たりの平均は15163円であった。第12表によれば、雁門道は25県のうち4万円以上が3県(12%)、2万円未満が15県(60%)であったのにたいして、河東道は35県のうち4万円以上が16県(46%)、2万円未満は5県(14%)であった。31県の冀寧道は2道の間で、4万円以上は8県(26%)、2万円未満は15県(48%)であった。

農業のための自然条件は晋北よりも晋中や晋南のほうが優れていたが、治安の良し悪しも徴収額

に大きく影響したと考えられる。田賦徴収額の角度から1940年時点における占領地経営をみるならば、雁門道よりも冀寧道のほうが、冀寧道よりも河東道のほうが治安の安定した占領地であった、と言えるのではないかと思う。

2. 傀儡省政権の税収状況と問題点

1940年に山西省陸軍特務機関長は省財政の現状と問題点とについて次のように発言していた。「山西省の事変前の予算は年額約2400～2500万円、昨年〔1939年〕度当省の予算は約400万円⁶⁶⁾であるから、事変前と比較すると約6分の1ということができる。本年〔1940年〕度、省の予算は約850万と予定しており、400万を徴税により賄（まい）ない、徴税収入のうちで140～150万を田賦に依存しているのである。いま、昨年度の田賦正税の省納付成績をみると、約60万の田賦を予定していた。うち実際には4万8000円納入されたに過ぎないのであって、この状態は諸官としても大いに考えて貰わなくてはならない。……一般的に省に金を納付することに「金を取られる」というような観念を持っているものがあるが、……各県が「金を取られる」ような気持ちで省に金を納付しない、省公署は省公署で最も大切な財源を持たないがため、その機能を働かすことができないというふうでは、いつまでたっても山西の政治は進歩しないであろう。……田賦正税を抑留するということは、いつまでも県の財政を軌道に乗せることができない結果になり、省財政を確立しえない結果はいつまでも山西においては、軍の肅正工作に並行し徹底した政治建設はできないのである」⁶⁷⁾。この資料では、1939年度の田賦正税徴税予定額は約60万円であったが、実際にはその8%しか徴収できなかったと徴収実績の極度の不振を認め、その原因を県政府が田賦正税（省税）を抑留したからだと言っていた。しかし、本当に県公署が省税を抑留したのかどうかは明らかではない。戦争の混乱

がつづく中で、県政府には平時のような徴税能力がもたらなかった、とみるべきではないか。後引のように田賦の基礎となる糧冊が散逸するという現実があり、だからこそ、県政府は後引のように攤款をよぎなくされたのである。

1941年頃の省政権による省税収入について、日本軍当局者は次のように認識していた。「省款収入の大宗は田賦なるも、各県田賦の徴収状況は祁県・汾西を除く他は本年度省款比額に比較して徴収実績良好ならず。その他省款の徴収は概ね良好なるも、省款比額は省公署より各県に課せられたる省款徴収義務の最低限度なるにつき、比額以上の徴収実績をあぐるごとく努むるものとす」⁶⁸⁾。これは、汾陽特務機関管内各県の徴収状況についての「認識」であった。同管内は省公署冀寧道公署管轄区域に対応すると考えられる。それは、臨汾・汾陽・祁県・平遥・文水・太谷・介休・交城・離石・霍県・靈石・趙城・洪洞・安澤・浮山・中陽・汾西の17県公署と蒲県・方山の2県維持会であった（1942年当時）。この文書では、汾陽特務機関管内のほとんどの県で、田賦の徴収額が省の要求した「比額」に達していない、と述べていた。なお、当時は県財政をささえる県独立税はないに等しかった。この文書によれば、「県独立税の徴収状況は多額の攤款〔強制的な割当金〕と出境捐〔品物の県外への移出税〕を徴収しあるのみ」であった。そこで、県公署は省款＝本税を徴収するさいに『県附加』という形で徴税を上乗せするのが常態であった。県附加の乱雑な徴収が行なわれればそれが本税徴収を困難ならしめるのはいうまでもない。そこで、この文書は、次のように警告を発していた。「県附加の徴収は、税制一般の原則に従い、本税の範囲内において本税と同時にまたは本税徴収後に徴収するものとす。従って、汾陽県のごとく田賦県附加が本税以上を徴収するがごときは、税源を枯渇せしむるおそれあるにつき、厳に戒むるを要す」⁶⁹⁾。

3. 田賦整理の経過とその成果

1942年9月に作成された「山西省公署財政実施計画案進行の情形」^㉑は次のように述べていた。やや長くなるが、引用する。「事変以後において各県の糧冊〔田賦徴税のための原簿〕は全然無存することとなった。ゆえに各〔県〕知事は、事実上依り攤款をもって政費を維持した。本署は民国29（1940）年7月間において案を擬定し、各県に通知して取り計らうべきものなり。並びに、各県治安の良し悪しに依って、三、五、八か月のうちに限り完成した。これは本署が田賦を整理する動機または最初の段階であった。……各県の処理の情形報告によれば、或いは治安の関係上整理の方法がなく、或いは手続の紛繁にして延期を請求した。これを、均しく嚴令をもって、治標の方法に依って処理せしめた。近くから遠くまで確実に推行するよう命令した。その間に、再び命令をもって各県の処理結果を報告せしめた。多数の県知事の報告したところによれば、銀地数目の整理は額徴数と大きな差がある。現在審査中である。……本年3月に開催した上党道〔公署〕所属の県知事会議の結果にもとづいて、知事および第2科長を指定して田賦の整理、糧冊の編成、獎懲の辦法を製成せしめた。本署はこれを妥当と認め実効を収めた。ゆえにこれをもって各道尹に通知し、各県には上述の基準によって処理せしめ、田賦整理委員会を組織し、官民協力をもって迅速に重要工作を完成せしめた。さらに沁県・安邑・潞城・聞喜・忻県・長子・夏県等の県よりの申請によって、田賦整理委員会の組織にかんする件は、すでに本署より認可せられるとともに処理せしめた。……五寨県の整理結果は比額徴数の8割以上に達し、優秀なる成績を挙げた。上述した県の外に、平遥・霍県・嵐県・永濟・芮城等県の旧糧冊は大抵見つけた。ただし、数目が不確かであるため、今は抽出審査して照会している（後略）。

以上のように、抗日戦争勃発の混乱によって各

県の糧冊は散逸してしまった。その後1940年7月頃に、山西省公署は田賦整理計画案を策定し各県に田賦整理の実施を指示した。各県はその治安状況におうじて短いところでは3か月、長いところでは8か月かかって県毎の田賦整理計画案を完成した。省公署は計画案の報告をうけて、各県に田賦整理を実行させた。そのさいに、多くの県では農地の測量面積と実徴額とに大きな開きがあることが判明した。実際の田賦の整理、糧冊の編成等の作業は、上党道公署所管各県では1942年3月の県知事会議以降着手された。省公署に認可にもとづいて沁県・安邑等7県では田賦整理委員会も設立された。42年以降における山西省占領地農村における田賦の増収は、以上のような40年夏以降の田賦整理事業の結果であった。

なお、1944年と推定される「山西省における田賦実物徴収実施困難に関する点」と題する資料は実物徴収をしたくてもできない理由を6点列挙していたが、その第1点が「糧簿紛失問題」であった。すなわち、「本省各県田賦糧簿（台帳）は事変のため大部分これを紛失し、現在の糧簿は始め村鎮長の報告によってこれを製成したるものにして、甚だ不正確なものなり。省としては、各県をして速やかに整理せよと命令したるも、治安の関係上、現在に至るも予期せる成果を収めず」^㉒。44年においてもなお田賦整理が「予期せる成果」を収めていなかったことが、この文書から推定される。これは粘り強い抗日抵抗の成果であった。

4. 1944年の全国経済委員会「田賦実物徴収案」とその波紋

南京の傀儡中央政權の全国経済委員会は、同会第6次常務委員会議（1944年6月6日開催）で、「田賦実物徴収辦法」の実施を議決しこれを行政院（政府に相当）に送付した。行政院は「今年度をもって試験年とする」という決定を下した。これに対応して、各省市は「田賦実物徴収具体的計画

第13表 山西省における生アヘン1両当たり買価および税金表(単位：元)

構 成 \ 等 級		1級	2級	3級	4級
収	生アヘン原価	10.00	9.00	8.00	7.00
買	銷燬証手数料	2.00	2.00	2.00	2.00
人	省 附 加	0.50	0.50	0.50	0.50
購	県 附 加	0.20	0.20	0.20	0.20
入	市 附 加	0.10	0.10	0.10	0.10
価	収買人利益等	2.00	2.00	2.00	2.00
格	運輸証手数料	0.30	0.30	0.30	0.30
構	輸 送 費	0.15	0.15	0.15	0.15
成	北京 附加	0.50	0.50	0.50	0.50
収買人購入価格		15.75	14.75	13.75	12.75
土業業公会利益		1.80	1.80	1.80	1.80
収買人卸売価格		17.55	16.55	15.55	14.55

(出所) 山西省公署顧問室「ケシ栽培ならびにアヘンの収買について」

(日文) [1942年], 日偽山西省公署連合全宗檔案, 48-2-4

(備考) 1両は1市斤 (500g) の1/16, つまり31.25gである。

案」を同年9月15日までに全国経済委員会秘書処に提出することになった²⁴。

こうしてまことに慌ただしく田賦実物徴収というアナクロニズムの税制が各省市に押しつけられることになった。これにたいする山西省の否定的な反応が、前引の「山西省における田賦実物徴収実施困難に関する点」であった。その反対の論拠を示すと、①糧簿紛失問題（前引）、②糧地数目相違問題（土地面積と穀物収量とが対応しないという問題）、③保管運輸問題（倉庫がないために穀物が欠損するおそれあり、交通が不便なために輸送に困難が生じる）、④幣害問題（金納の民家から貨幣を徴収した業務担当者が穀価の価格差を利用して悪事を働くおそれがある）、⑤その他の影響（実物徴収となれば市中に流通している通貨の民による集収が少なくなり通貨膨張を招くおそれがある）、⑥民食問題（実物徴収は民の食糧不足を招くおそれがある）等々であった。もっとも、筆者には⑤⑥は反対のためのこじつけのように思われる。

山西省では、この方針にどのように対応したであろうか。詳細は不詳であり、課題として残され

るが、前引の崞県では44年に、「夏季小麦を1200トン、1ムウ当りで4.5～6.5キロを実物徴収した。秋季の雑穀は4813トン、1ムウ当りで16～18キロを実物徴収した。これとは別に、銀納穀糧・借款・各種雑税、毛皮や蔬菜の実物徴収や雑費負担があり、これらすべてを負担した後には民衆の手元にはほとんど残るものがなかった」という²⁴。

ただし、この事例も中央の方針にたいする対応であったのか、不利な戦況下における県級政府のより暴力的な徴収の事例であったのかは、定かではない。省最北端の右玉県（当時は蒙疆政権下の晋北自治政府に所属）では、1943年秋から実物徴収を意味する「貳斤糧」（トン斤糧）が導入されていた。同年秋における割当任務は穀糧（雑穀）400トン（3000石相当）であった。実際には1.5倍の600トン納付された。翌44年には1000トン達成された。2年間の合計1600トンのうちの1100トンが大同省公署に送られ、残りは右玉県公署に留保された。なお、雑穀の重さを量るときに、旧度量衡とメートル法との換算率を農民に不利な率に設定して実際には1400石近くを余分にとったという²⁴。

第14表 山西省日本軍占領地区におけるケシ栽培面積（1942年）

	許可面積(畝)	再調査面積(畝)	41年耕地面積(畝)	備 考
介 休	800	なし		同県では全く栽培せず。
平 遙	2,500	365		
離 石	4,000	4,284	318,084	同県では284畝超過した。
汾 陽	1,900	591.07	430,874	
交 城	2,700	2,493.17	264,452	
文 水	3,000	2,809	607,442.5	
太 谷	800	268		
趙 城	1,300	1,300		
霍 県	2,300	1,622		
陽 曲	4,000	2,810	48,251	
榆 次	1,200	1,293		同県では93畝超過した。
静 楽	2,000	1,275	302,143	
忻 県	1,500	2,461		同県では961畝超過した。
清 源	700	698		超過面積あり，現在計算中
晋 泉	900	372		
嵐 県	800	716	286,452	
崞 県	1,500	947	337,776	
代 県	3,000	3,351		同県では351畝超過した。
繁 峙	4,000	3,614		
寧 武	1,000	637	161,478	
神 池	250	21	598,759.5	
定 襄	100	100		
五 寨	100	46	174,567	
平 定	500	172.11		
寿 陽	500	244.73		
孟 県	200	71.1		
合 計	41,550	32,561.18		

（出所）「山西省特許栽種罂粟県分表 民国31年度」，山西省檔案館所蔵／日偽山西省公署連合全宗檔案，48-2-4。

（備考）許可面積の中国語原語は「特許畝数」，再調査（された栽培）面積の原語は「覆査畝数」である。参考に付した41年耕地面積は晋西北の抗日根拠地政權が把握した数値である。張雋軒「民国三十年春耕工作総結」，中共呂梁地委党史資料徵集辦公室編刊『晋綏根拠地資料選編（第5集）』，1984年8月，23～24頁，から引いた。なお，晋泉県はもとは太原県で1942年7月に改称された。

V. 山西省の日本占領地におけるアヘン税徴収とその問題点

1. アヘン税の分配

いわゆるアヘン税とは，アヘン卸商がアヘン小売商に，小売商が吸飲者に販売するさいに納付す

べきアヘン販売証書費と，これとは別に卸商や小売商が納付すべきアヘン営業鑑札費とを指した。この2種は，華北政務委員会所管の禁煙総局に納付される中央税（正税）部分と省税（附加税）部分となっていた。ケシを栽培する農民が納付すべき税目は「煙畝罰款」と称せられた。実態は

第15表 山西省日本軍占領地区におけるケシ栽培面積（1945年）

	検討面積(畝)	実際面積(畝)	被災後の残存面積(畝)	42年再調査面積(畝)
太原市	10,000	2,488	2,425.46 (1)	[42年陽曲県] 2,810
晋 泉	12,000	9,065.93	667.65	372
清 源	8,000	6,716.6	3,382.3 (2)	698
忻 県	3,000	3,000	1,814.4	2,461
崞 県	3,000	3,000	2,550.16	947
文 水	10,000	10,000	3,011.9	2,809
交 城	5,000	5,000	2,681.2	2,493.17
汾 陽	3,000	3,000	687.72	591.07
榆 次	12,000	8,706.36	677.28	1,293
平 遙	5,000	6,606.59	402.65	365
祁 県	5,000	4,758.08	149.31	未掲載
太 谷	2,500	2,500	49.35	268
離 石	5,000	1,340	不詳	4,284
合 計	82,500	66,181.56	18,499.38	19,391.24

(出所)「民国34年度山西省栽種葉草畝分畝数一覧表 34年5月22日」「民国34年度山西省栽種葉草園地及畝数發育状況調査表」(山西省檔案館所蔵/日偽山西省公署連合全宗檔案・48-2-2)。なお、原表の計算ミスを修正した。

(備考) 検討面積の中国語原語は「核実畝数」、実際面積の原語は「実種畝数」。

(注) 1. すでに収穫された297.85畝を含む。2. すでに収穫された2,857.1畝を含む。

ケシ畑にたいする土地税であったが、名目は行政的な罰金であった。以上を確認したうえで、山西省で生産された生アヘンの買価と税金構成とをみる(第13表)。1級生アヘンについてみると、収買人購入価格15.75元のうち中央税としてのアヘン税にあたる銷燬証手数料が2元、アヘン附加税(省税)が5角、県附加税が2角、市附加税が1角、さらに「北京附加」(華北政務委員会が取った附加税を指すと思われる)が5角であった。中央機関(禁煙総局や華北政務委員会を指すと思われる)から県市にいたる各行政機関の取り分(租税)が3.3元と、約20%を占めていた。アヘンが中央機関にとっても地方政府にとっても重要な財源であったことがわかる。なお、生アヘンの生産者からの購入価格の決定権や等級の鑑定権は少数の収買人にあった。

第13表から知られるように、アヘンの等級(質の良し悪し)とこれらの租税・雑費部分とは連動

していなかった。そこで、収買人や土業業公会にたいしては、「良質」のアヘンを取扱おうというインセンティブは働かなかった、と考えられる。ただ、取扱量の増大を結果する生産量の増大のみが意味をもった。そこで、占領地区におけるケシ栽培の動向について以下に検討する。

2. 山西省占領地区におけるケシ栽培

ケシ栽培の統制をめぐっては、傀儡政権の黒幕たる山西省公署顧問室が次のような日本語文書を作成している。「民国29[1940]年8月31日、禁煙諸法規は公布せられ、禁煙局の設置、ケシ栽培の統制、特定収買人制度の樹立、華北土業業公会の設立等により、華北における禁煙機構はここに確立し、従来のアヘンの流通過程は一変して、土業業公会および特定収買人の掌中に帰したり。／1. ケシ栽培の統制……ケシ栽培の統制については、華北政務委員会において各省ケシ栽培畝数の割当

第16表 主要業種の営業税と税率（1941年以前）

業 種	税率その他
銭荘・銀号・貸金業	資本金額の20/1000, 年税額を毎月均分納付
租賃物品業, 電気業, 洗染業, 養蜂業	営業額の4/1000, 毎月1回納付
物品修理業, 成衣業, 肥料業, 刻字業	同上
棉花土布・山貨地貨・蔬菜・麵・油塩販売業	同上
煤炭・火柴・箱櫃・紗棉・陶磁料器・醋販売業	同上
印刷業, 紙類販売業, 磚瓦石灰販売業	営業額の5/1000, 毎月1回納付
交通業（火車, 汽車, 電車, 輪船, 飛機を含む）	営業額の6/1000, 毎月1回納付
轉運業（大車, 膠皮輪車, 人力車を含む）	同上
飯舗業, 洋布・鋼鉄器・銅錫器販売業	同上
旧貨・綢緞・絲織品・鷄鴨・茶販売業	同上
京広雜貨・書籍文具・西式家具販売業	同上
糧食業, 客棧業, 澡塘理髮業, 鞋帽販売業	営業額の7/1000~8/1000, 毎月1回納付
蛋青黄・鮮貨・藥材・糖菓雜食罐頭販売業	同上
保險業（保險代理業を含む）, 貨棧業	10/1000, 毎月1回納付
飯莊業, 旅館業, 娛樂業, 照相写真業	同上
棉花・煤汽油・人力車・自行車・五金販売業	同上
毛織品・絨毯・西装・皮貨・金銀宝石販売業	同上

（出所）「山西省徵収營業稅率及び繳納期限表」, 1942年, 日偽檔案B48-4-13。

第17表 主要業種の営業税と税率（1942年以後）

業 種	税率その他
錢業類/銭荘・銀号・貸金業	資本金額の20/1000
飲 第1級/糧食販売業, 醬販売業	営業額の12/1000
食 醋販売業, 山貨地貨販売業	同上
用 第2級/茶・鷄鴨・鷄鴨蛋青・肉販売業	営業額の16/1000
業 第3級/鮮貨・糖菓雜食罐頭・酒販売業	営業額の20/1000
類 旅館業, 客棧業, 飯莊業	同上
衣 第1級/土布・棉衣・棉織品・洋布販売業	営業額の12/1000
用 第2級/鞋帽・新衣・絲織品販売業	営業額の16/1000
業 第3級/綢緞・毛織品・西装・皮貨販売業	営業額の20/1000
類 絲繭・綉貨販売業	同上
普通 第1級/煤炭・火柴・陶磁料器販売業	営業額の12/1000
用品 第2級/箱櫃・紙・鋼鉄器・銅錫器販売業	営業額の16/1000
業類 第3級/藥材・西式家具・玩具販売業	営業額の20/1000
	皮革・五金・絨毯・蛋青黄・化学品販売業 同上
そ 第1級/鑿井業, 刻字業, 養蜂業	営業額の12/1000
の 第2級/租賃物品業, 電気業, 洗染業	営業額の16/1000
他 第3級/保險業, 交通業, 娛樂業, 照相写真業	営業額の20/1000

（出所）「山西省徵収營業稅率及び繳納期限表」, 1942年, 日偽檔案B48-4-13。

をなし、禁煙総局はこれにもとづき、各省所在の禁煙分局をして栽培者の登記ならびにこれが取締をなす。山西省は民国30〔1941〕年度（第1年目）ケシ栽培割当畝数を10万畝と規定せられたるも、当時栽培畝数は5万畝余りにして、右割当畝数による場合は増植せしむることを要し、したがって「山西省禁煙5か年計画」に違背せるため、本省において公布せる山西省禁煙諸法規にもとづき、前年度栽培畝数の範囲内においてケシ栽培を許可し、本〔1942〕年度もまた「山西省禁煙5か年計画」に準拠し、前年度栽培畝数の2割を減して4万1555畝〔2770ヘクタール〕のケシ栽培を許可せり。以上のごとく、本省内におけるケシ栽培については太原禁煙分局の意図に左右せらるることなく、「山西省禁煙5か年計画」により栽培の登記ならびにこれが調査を実施し、毎年これが減植の方針を採りつつあり（以下略）⁸⁹。

1940年当時の山西省におけるケシ栽培についてみると、「〔1940年に〕山西省でケシを栽培した県は56県、栽培面積は5万5942.8畝〔3730ヘクタール〕であった。日本軍がそのなかから徴収した「煙畝税」は10万0697元になった。この1項だけで、同年の「財政収入」66万3280元の15%余を占めた。また、その流通過程において、「土膏店執照税」「土薬附加税」などアヘンをめぐる各種税収もあった。そこでこれらを加えると、「財政収入」の20%以上を占めた」⁹⁰。

3. 山西省占領地区のケシ栽培面積

1942年度に山西省公署によってケシ栽培が許可された県数は、第14表によれば、26県に過ぎなかった。許可面積は総計4万1550畝（ムウ）〔2770ヘクタール〕、道・省から派遣された委員により再調査された栽培面積は3万2561畝1分8厘〔2170ヘクタール〕であった。後者が実際の栽培面積である。許可面積が当局の計画を意味するとすれば、現実には計画の22%減となった。しかし、離石・榆

次・忻県・代県の4県は再調査面積が許可面積を越えていた。4県合計の許可面積は9700畝であったが、実際には1万1389畝〔759ヘクタール〕に達していた。つまり17%超過であった。再調査面積が許可面積を越えてもとくに咎められなかったようであったのは、政策の本音を端的に示している。

次に、第15表から1945年5月時点の調査結果をみると、1市12県の検討面積（事前に計画された面積）は総計8万2500畝〔5500ヘクタール〕、実際面積（実際に耕種された面積）は6万6182畝〔4412ヘクタール〕、つまり前者の80%強であった。実際面積は当初の検討面積と比べて20%減少した。日本軍占領下26県についての42年度の再調査面積（調査後に把握された栽培面積）3万2561畝余〔2171ヘクタール〕と比べると、実際面積は2.03倍増加した。占領地の動揺と縮小にもかかわらず、ケシ栽培は強化されたと考えてよい。その結果として、省傀儡政権のアヘン税収入も、参照すべきデータは欠けているが、日本敗戦時まで一貫して増大した、と推定してよい。

省公署の管轄地域ではなかったが、晋北のケシ栽培についても若干ふれておく。39年に晋北のケシ栽培面積は1万ムウを超え、40年に大同等12県のケシ栽培面積は16万ムウ、42年に同地方のアヘン産量は236万9000両に達した。以後もケシ栽培面積は増え、太古県だけでも6000ムウに達した⁹¹。

VI. 山西省の日本占領地における営業税徴収とその問題点

1. 営業税導入の経過

太原市を中心に、当時における営業税の導入経過を述べると、39年春以降、30余県に営業税徴収局が設立された。太原には第1営業税徴収局が設立された。局内には局長1名、徴収員若干名が置かれた。営業額ないし営業総収入が徴税の基準とされたが、資本金300元未満は免税であった。41年からは営業税の税源が増え、その後も税源は拡

張された⁸⁹。

2. 営業税率の変動

営業税は、商業・製造業・サービス業等あらゆる業種に課税された。第16表（41年以前）、第17表（42年以後）はこれを例示したものである。大別して金融機関関係、飲食業関係、衣料品関係、その他に区分される。41年以前は税率の決め方に一貫性がみられなかった。42年以後は金融機関以外は税率が倍増したが、業種別、社会生活との必要性との関係（第1級＝必要、第2級＝次要、第3級＝不必要）でランク分けした。営業税の徴税領域が拡大し、税源が増えた。収奪は強化されたが、租税負担増のなかで一定の合理的措置が追求された、と言ってよい。

3. 太原市内の同業公会所属の各業店舗数

いま営業税について述べたが、その課税対象となった商店はどれほどあったか。市内の商店は、抗戦以前の1933年では2572戸あったが、旧政権の崩壊と日本軍占領直後の37年12月には669戸に激減した。商工業の停滞を憂慮した傀儡の省政府は、各店舗に業務の再開を命令した。また日本の占領体制も一定の小康状態を得たために、39年12月では28の同業公会に2646戸が加入するまでに回復した（同業公会未加入の小商人を加えると3656戸）。さらに40年には、同業公会31、商店数3113戸に回復した。しかし、同年には日本軍は近隣の抗日地域にたいして治安強化作戦・経済封鎖政策を始めた。これによって、太原と周辺農村地域との交易網が断たれる結果となった。市内の手工業産品の農村への販路も、農産品の市内への供給も断たれた。流通量は激減し、市価は高騰した。これが商業活動を直撃し、その後市内の商店数、同業公会は減少した。そして44年5月には、商店数は1454戸に減った⁹⁰。以上に商店数の増減を示したが、39～40年に安定した商店数はその後は下降してい

った。旧稿では、39年の史料のみをみて省傀儡政権の営業税比重が顕著であると推定した。しかし、のちの商店数の推移をみるとこうした推定は妥当ではなかった、と考えられる。37年を100とする小売物価指数が40年に226、42年に456と高騰するなかで、実質的には営業税収入は長期的に減少していった、と思われる。

『太原市各商業団体所属家数一覧表』⁹¹は、日本軍の経済封鎖政策が始まって太原の商業が再び衰退に向かった時期の史料である。同史料によれば、すでに42年3月に同業公会は26、加入店舗は1692戸に減っていた（同業事務所は7、その加入店舗は329戸）。小商店は商業組（業種を基準に編成されていたのか、地域ないしその他の基準で編成されていたのかは不詳）に編成されており、商業組数は20、加入店舗は959戸、移動店舗を使った小商人は46戸で、4名の管理員によって管理されていた。上は銭荘・銀号から下は道端で車を引く小商人までを入れると、3026戸を数えた。

42年3月時点における代表的な業種を例示すると、以下の通りであった。銭業同業公会（金融）：13戸、糧食業同業公会（米穀店）：41戸、肉業同業事務所（肉屋）：32戸、旅棧業同業公会（旅館）：82戸、飯業同業公会（料亭）：88戸、布業同業公会（布類販売）：119戸、成衣業同業事務所（仕立屋）：107戸、估衣業同業公会（古着屋）：88戸、靴鞋業同業公会（靴屋）：57戸、綢緞業同業公会：24戸、紙煙業同業公会（煙草販売）：84戸（40余戸がろうそく・マッチ販売を兼ねていた）、薬材業同業公会：73戸、五金業同業公会（各種金属器具販売）：46戸、鉄器業同業公会（鉄器販売）：32戸、鉄炉業同業事務所（鉄かまど販売）：64戸、照像業同業公会（写真館）：16戸、理髪業同業事務所（床屋）：44戸、楽戸業同業事務所（売春宿）：38戸。煙業同業事務所（アヘン販売）：6戸。以上のように金融・旅館・風俗業と衣食住に係わる商店が主要な課税対象と

なった、と考えてよい。

最後に、アヘン商について若干ふれておく。40年7月時点で、太原にアヘン卸商は6戸、アヘン小売商は14戸あった⁹⁰⁾。戸数から推測するに、前引の煙業同業事務所は「土店」(アヘン卸商)のみによる同業組合だったと思う。一般のアヘン小売商は商業組に組織されていたと思われる。これは他業種でも同様であったのではないかと考える。

VII. おわりに

最後に、議論した論点についていちおうの整理をしておきたい。第1に、中央政権(華北政務委員会)と山西省公署間の資金移動については、歴年のデータが欠如しており、部分的に明らかになったにすぎない。それは、恒常的に中央からの補助金があり、省公署の財政を支えていたことである。第2に、山西省公署の税源では、田賦・営業税・アヘン税が3本柱であった。第3に、田賦徴収は問題が多かった。最大の問題は、1940～42年に田賦整理事業が実施されたとはいえ、占領の全時期をつうじて糧冊(農地簿)は十分には整備されなかったことであった。第4に、税収にしめるアヘン税の位置については不明な点が少なくない。省公署はアヘン漸禁政策を採るとしながらも、ケシ栽培面積は一貫して増大した。これがアヘン税収増の支えとなった。第5に、アジア太平洋戦争勃発後の1942年には山西省占領地でも治安が悪化し、治安費等の負担が増した。営業税の税率が大幅アップとなり、塩税政策の転換や物資の強制的な割当徴収も始められた。

残された課題についていうならば、県級政権の財政問題については十分に検討できなかった。山西省占領地における連銀や朝銀の動向についての検討も不十分である。また、依然として全般的なデータ不足は否めない。史料収集の努力が必要であると考えている。

附記 本稿は、山西省を主たる対象地域とする「性暴力の視点からみた日中戦争の歴史的 성격」研究会(代表:石田米子岡山大学教授)の共同研究の成果の一部である。また本稿は、日本植民地研究会第8回全国研究大会(2000年7月9日、於立教大学)自由論題報告を加筆修正したものである。前記研究会のメンバー各位、日本植民地研究会の会員各位よりのご批評、ご提言に謝意を表します。(2001年1月12日記)

[注]

- (1) 柴田善雅「日中戦争期華北占領地における通貨金融政策」, 同氏『占領地通貨金融政策の展開』, 日本経済評論社, 1999年, 281～287頁。
- (2) 山西省地方志編纂委員会編『山西通志第30巻(金融志)』, 中華書局, 1991年, 83～85頁。
- (3) 李培信主編『文水県志』, 山西人民出版社, 1994年, 378頁。
- (4) 同上書, 同頁。
- (5) 原平県志編纂委員会編『原平県志』, 中国科学技術出版社, 1991年, 269頁。
- (6) 高星炎・祁国偉「狂徴濫刮“砵斤糧”」, 山西省史志研究院編『日本帝国主義罪行録』, 山西古籍出版社, 1995年, 388頁。
- (7) 「山西省陸軍特務機関長口演要旨摘要」, 1940年, 山西省檔案館所蔵, 日偽檔案・48-4-28-1。
- (8) 山西省保安隊司令部『(民国)32年度中央補助費300万円使途内訳書』, 1944年1月31日現在, 日偽檔案・48-4-8-19。
- (9) 山西省陸軍特務機関「財政改革の諸問題(講義要旨)」, 1941年10月25日, 日偽檔案・48-4-18。
- (10) 山西省陸軍特務機関長・花谷正「統税半額割戻しおよび食塩督銷費還付に関する件」, 1942年1月30日, 日偽檔案・B48-4-13。
- (11) 同上檔案。

- (12) 王余慶「日寇統治下の苛捐雑税」, 政協太原市委文史資料研究委員会編刊『太原文史資料』第3輯, 1985年5月, 126~127頁。
- (13) 雒春普「借“開発”之名, 行劫掠之実: 日軍対河東塩池経済掠奪記略」, 前掲『日本帝国主義罪行録』, 400~407頁。
- (14) 山西省公署顧問室「攤款賦課の認可要綱」, 1942年11月15日, 日偽檔案・B48-4-13。
- (15) 以下の引用資料は, いずれも山西省儲蓄局儲金科『山西省必勝儲蓄券各項章程(案)』所収, 1942年と推定, 日偽檔案48-4-8-22。
- (16) 第6表では, 1939年度の予算収入額は177万6764元であり, 前引とは大きく差があった。この引用文では, 塩税・統税・アヘン税の中央3税や補助金も加算しているのかもしれない。
- (17) 山西省陸軍特務機関編刊『歳入預算算出基礎資料』(1940年7月6日)に添付された「機関長口演要旨」, 日偽檔案48-4-27。
- (18) 「各県財政指導に関する件」, 山西省陸軍特務機関長・植山英武→汾陽特務機関長・宮内幸五郎宛て, 1941年9月16日, 日偽檔案48-4-18。
- (19) 同上檔案。
- (20) 「山西省公署財政実施計画案進行の情形」, 1942年9月, 日本語, 日偽檔案48-4-13。この資料は, 熟れていない表現が随所にあるところから, 中国語を翻訳した文章と考えられる。引用にあたっては, 原文のカタカナをひらがなとし, 句読点を増やした他に, 文法上の過ちを直した。
- (21) 「山西省における田賦実物徴収実施困難に関する点」, 日本語, 日偽檔案48-4-8-38。
- (22) 「全国經濟委員会通牒」, 汪精衛名義, 華北政務委員会宛て, 1944年, 日本語, 日偽檔案48-4-8。
- (23) 前掲『原平県志』, 269頁。
- (24) 高星炎・祁国偉, 前掲「狂徴濫刮“貳斤糧”」, 388~390頁。
- (25) 山西省公署顧問室「ケシ栽培ならびにアヘンの収買について」, 日本語, 日偽山西省公署連合全宗檔案・48-2-4。[……]内は引用者による訂正ないし説明。
- (26) 渠紹森他編『山西外貿志 上冊(初稿)』, 山西省地方志編纂委員会辦公室刊, 1984年, 298頁。引用数字の原載は『民国29年山西統計年鑑』とある。なお, 引用数字は「煙畝税達100,697万元」「財政収入663,280万元」となっているが, 他の資料から「万元」の「万」は誤記と解釈した。拙稿「1930年代における閻錫山政権の財政政策」, 『アジア経済』第25巻第7号, 1984年, 26~27頁, を参照。
- (27) 蘇智良『中国毒品史』, 上海人民出版社, 1997年。原載は『新聞日報(重慶版)』1942年1月26日。
- (28) 王余慶「日寇統治下の苛捐雑税」, 政協太原市委文史資料研究委員会編刊『太原文史資料』第3輯, 1985年5月, 126~127頁。
- (29) 任步魁「解放前の太原商業」, 『太原文史資料』第7輯, 1986年, 126~127頁。任步魁「太原市工商同業公会沿革」, 『太原文史資料』第15輯, 1991年, 57頁。
- (30) 『太原市各商業団体所屬家数一覽表 民国31(1942)年3月』, 日偽檔案B48-4-13。
- (31) 「華北統税総局太原統税局経営土店清冊 昭和15年7月現在」, 「華北統税総局太原統税局経営膏店清冊 昭和15年7月現在」, とともに日偽檔案48-4-2813。

